

**令和7年度 第1回文京区子ども・子育て会議及び
文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会 要点記録**

日時 令和7年5月8日（木）午後6時34分から午後8時16分まで
場所 区議会第一委員会室（文京シビックセンター24階）

<会議次第>

- 1 開会
- 2 子ども家庭部長挨拶
- 3 委員・幹事紹介
- 4 会長挨拶
- 5 議題
 - (1) 子ども・子育て会議及び子ども・若者部会について
【資料第2号】
 - (2) (仮称)若者計画の策定について
【資料第3号】
 - (3) (仮称)こどもの権利に関する条例の制定について
 - ア こどもの権利に関する意識調査(2回目)について
【資料第4-1号】
 - イ こどもの権利推進リーダー会議の実施結果について
【資料第4-2号】
 - ウ 今後のスケジュールについて
【資料第4-3号】
- 6 報告
 - 育成室及び都型学童クラブの新規開設について
【資料第5号】
- 7 その他
- 8 閉会

<地域福祉推進協議会子ども部会委員（名簿順）>

出席者

遠藤 利彦 会長、高橋 貴志 副会長、高櫻 綾子 委員、秋山 誉寛 委員、
乾 愛 委員、河合 直子 委員、篠原 朝子 委員、原田 悠希 委員、
弘世 京子 委員、堀口 法子 委員、田中 甲子 委員、佐々木 妙子 委員、
佐々木 万紀子 委員、加藤 光喜 委員、木下 敏宏 委員、瀧田 巖陽 委員、
篠塚 宏器 委員、石樵 さゆり 部会員、那須 晴吾 部会員、杉本 謙 様、
杉山 直之 様、磯崎 奈保子 様、井利 由利 様

欠席者

大橋 久 委員、高橋 誉則 委員、秋葉 園江 委員、久保 知子 委員、
稲村 紘志郎 部会員、安藤 尚徳 様

<事務局>

出席者

多田子ども家庭部長、吉田教育推進部長、川崎企画課長、篠原福祉政策課長、永尾障害福祉課長、坂田生活福祉課長、鈴木子育て支援課長、富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、足立子ども施設担当課長、大戸子ども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長、新納児童相談援助担当課長、大塚保健サービスセンター所長、熱田教育総務課長、宮原学務課長、山岸教育指導課長、日比谷児童青少年課長、木内教育支援センター所長

欠席者

栗山児童相談所長

<傍聴者>

7名

子育て支援課長：では、改めまして、皆様、こんばんは。定刻を少し過ぎましたので、まだお見えになっていない方も数名いらっしゃるのですが、始めさせていただきます。

令和7年度第1回文京区子ども・子育て会議及び文京区地域福祉推進協議会子ども・若者部会を開催いたします。

本日もオンラインを併用した開催となります。皆様、よろしく願いいたします。

まず初めに、配付資料を確認させていただきます。

事前に郵送で配付させていただきました資料が、次第と資料第1号から第5号。

それから、本日、席上に配付させていただいておりますのが、座席表、それから、「文京若者meeting!」のチラシ、こちらはA4、片面刷りです。

それから、こどもの権利に関する意識調査2回目のチラシ。こちらはA4両面刷りとなっています。

それから、委嘱状。今回、新たに委員となられた5名の方のみ、委嘱状も置かせていただいております。

そのほか、これは冊子になりますが、子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）と子育て支援に関するニーズ調査の報告書、令和5年3月に作成したものでございます。

今言ったもので、会場にお越しの方で資料に不足がある場合はお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

次第の2番、まず、子ども家庭部長の多田よりご挨拶を申し上げます。

子ども家庭部長：皆さん、こんばんは。子ども家庭部長の多田と申します。

今回は、本年度第1回目の会議ということで、一言、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

本日は、ご多忙の中、第1回子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会に参加いただきましてありがとうございます。

今年度は文京区の子育て支援施策において非常に重要な節目を迎える年となります。

令和2年度に始まった第2期子育て支援計画が令和6年度末で終了し、今年度からこれをさらに充実させる形で、昨年度策定した第3期子育て支援計画が新たにスタートいたしました。区の子育て施策をさらに推進するため、この計画に基づいて具体的な施策を進めてまいりたいと考えております。

また、もう一つの大きなトピックとして、令和7年4月に区内初の児童相談所が開設されました。今後は子ども家庭支援センターや関係機関等と連携し、子どもの最善の利益を守るために適切な支援や援助を行ってまいります。

さて、こちらの会議におきましては、今年度に取り組む議題が大きく二つあります。

まず1点目ですけれども、(仮称)若者計画の策定です。

若者を取り巻く社会環境はますます複雑化し、ひきこもりやヤングケアラーといった様々な問題が発生しています。このような生きづらさを抱える若者を支えるための施策を強化するべく、文京区として初めて若者計画を策定いたします。

委員の皆様からは、忌憚のないご意見をいただきながら、この計画の策定に取り組んでいただければと思っております。

いま一つは、(仮称)こどもの権利に関する条例の制定に向けた検討になります。

この条例の制定については、昨年度から議論を重ねてまいりましたが、本年度末の制定に向けて、いよいよ検討も大詰めを迎えております。

こどもの権利を守る重要な条例になりますので、こちらにつきましても、引き続き、皆様のご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今年度は、本日を含めて計5回の会議を予定しております。それぞれの会議がこれからの区の子ども・若者施策の充実につながるものとなるよう、委員の皆様と議論をしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、次第の3番、委員・幹事の紹介です。

資料第1号の名簿をご覧ください。

今年度は多くの委員の皆様が2年目を迎えますが、団体代表者で5名の委員の変更がございましたので、ご紹介いたします。

まず、名簿の14番、文京区認可保育園父母の会連絡会の代表として、佐々木万紀子様です。

佐々木(万)委員：父母の会連絡会の佐々木万紀子と申します。どうぞよろし

くお願いいたします。

子育て支援課長：よろしくお願いいたします。

次に、名簿の16番、文京区立幼稚園PTA連合会の代表として、加藤光喜様です。

加藤委員：文京区立幼稚園PTA連合会の加藤光喜でございます。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：よろしくお願いいたします。

次に、名簿の17番、文京区立小学校PTA連合会の代表として、木下敏宏様です。

木下委員：文京区立小学校PTA連合会の木下と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：次に、名簿の18番、文京区立中学校PTA連合会の代表として、瀧田巖陽様です。

瀧田委員：皆さん、こんばんは。中学校PTA連合会からの出席となります。第六中学校PTA会長の瀧田と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：よろしくお願いいたします。

最後に、名簿の19番、文京区特別支援学級連絡協議会の代表として、篠塚宏器様です。

篠塚委員：支援学級連絡協議会の篠塚と申します。お願いいたします。

子育て支援課長：よろしくお願いいたします。

なお、新たに委員となった皆様には、席上に子ども・子育て会議と子ども・若者部会に関する委嘱状を2枚お配りしております。お手元の委嘱状の内容をご確認ください。

また、昨年度に引き続き、本日の議題にあります（仮称）こどもの権利に関する条例の制定の審議に伴い、文京区子ども・子育て会議条例第7条に基づき、本郷小学校校長の杉本様、文林中学校校長の杉山様、弁護士の磯崎様の3名の方にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

そして、若者支援の検討に伴い、前回に引き続き、文京区地域福祉推進協議会設置要綱第8条に基づき、青少年健康センター茗荷谷クラブより、井利様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

井利氏：井利と申します。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：続きまして、区職員幹事についてです。

同じく、資料第1号の裏面をご覧ください。

4月に人事異動がございましたので、全員をご紹介させていただきます。名簿順に私が氏名を読み上げますので、その場で起立してください。本日、欠席の幹事につきましては、最後に紹介いたします。

まず、子ども家庭部長、多田栄一郎です。

子ども家庭部長：多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：教育推進部長、吉田雄大です。

教育推進部長：吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

子育て支援課長：企画政策部企画課長、川崎慎一郎です。

企画課長：川崎と申します。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：福祉部福祉政策課長、篠原秀徳です。

福祉政策課長：篠原です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：障害福祉課長、永尾真一です。

障害福祉課長：永尾と申します。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：生活福祉課長、坂田賢司です。

生活福祉課長：坂田と申します。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：子ども家庭部子ども施策推進担当課長、富沢勇治です。

子ども施策推進担当課長：富沢です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：幼児保育課長、奥田光広です。

幼児保育課長：奥田です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：子ども施設担当課長、足立和也です。

子ども施設担当課長：足立です。どうぞよろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：子ども家庭支援センター所長、大戸靖彦です。

子ども家庭支援センター所長：大戸でございます。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：保健衛生部保健サービスセンター所長、大塚仁雄です。

保健サービスセンター所長：大塚です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：教育推進部教育総務課長、熱田直道です。

教育総務課長：熱田です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：学務課長、宮原直務です。

学務課長：宮原です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：教育指導課長、山岸健です。

教育指導課長：山岸でございます。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：児童青少年課長、日比谷光輝です。

児童青少年課長：日比谷です。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：教育センター所長、木内恵美です。

教育センター所長：木内と申します。よろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：オンライン参加の2名をご紹介します。

児童相談所副所長、佐藤武大です。

児童相談所副所長：佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：児童相談援助担当課長、新納拓爾です。

児童相談援助担当課長：新納でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

子育て支援課長：申し遅れましたが、私は事務局を務めます子育て支援課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。

なお、本日は、児童相談所長、栗山仁が欠席しております。

最後に、委員等の出欠状況ですが、表の名簿をご覧ください。

欠席は、9番の大橋委員、それから、15番の高橋委員、20番の秋葉委員、21番の久保委員。それから、参考人としまして、安藤様。

それから、オンライン参加ですけれども、2番の高橋副会長、それから、3番の高櫻委員、5番の乾委員となっております。

28番の稲村部会員もまだ遅参ということでございます。後ほどまたお見えになったらご紹介いたします。

それでは、続きまして、次第の4番、会長挨拶に移ります。

遠藤会長、お願いいたします。

遠藤会長：皆さん、こんばんは。昨年度に引き続きまして会長を務めさせていただきます東京大学の遠藤と申します。子どもの心の発達の研究をしているものでございます。

先ほどもお話がございましたように、今年度は、昨年度から検討を重ねてまいりました、一つは若者計画の策定、そしてまた、こどもの権利に関する条例の制定という非常に重要な課題がございます。

私は他の区でも同様の会に参加させていただいておりますけれども、いつも驚かされますのは、文京区民の皆様から、パブリックコメント、あるいはアンケート等で寄せられるご意見の多さ、そしてまた、その質の豊かさということでございます。

そうした区民の皆様の声、今回のこの若者計画であったり、あるいは、こどもの権利に関する条例というところにしっかり反映させていくということがとても大切な課題になるのかなと感じているところでございます。

今年度も、引き続き、忌憚のない貴重なご意見を多数頂戴できればと切に願うところでございます。本年度もどうかよろしくお願い申し上げます。

子育て支援課長：遠藤会長、ありがとうございました。

それでは、これより議事の進行を遠藤会長にお願いいたしますが、委員の皆様におかれましては、ご発言の際は挙手をしていただきまして、会長のほうから指名されますので、指名の後、所属団体名とお名前をおっしゃってご発言いただきますようお願いいたします。

ご発言の際は、手元のこのスイッチのマイクボタンを押すと赤いランプがつかますので、そうするとマイクが入るようになりますので、よろしくお願いいたします。

Zoomでご参加の方につきましては、ご発言の際は手を挙げて合図をいただきますようお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

遠藤会長：それでは、初めに、今回は令和7年度第1回目の会議となりますので、この会議の基本的事項について確認してまいりたいと思います。

次第5の議題（1）子ども・子育て会議及び子ども・若者部会について、事務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：それでは、資料第2号をご覧ください。

子ども・子育て会議及び子ども・若者部会についてでございます。

文京区では、地域福祉保健計画の分野別計画の一つであります子育て支援計画を策定しています。この子育て支援計画は三つの計画の性格を併せ持つものとなっております。

一つ目が、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画。

二つ目が、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画。

三つ目が、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画となります。

次世代育成支援行動計画は、急速な少子化の進行等を踏まえ、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取組をまとめた計画でございます。

子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業といった法律が定める特定の事業について、5年間の計画期間におけるニーズ量ですとか、事業規模等をまとめた計画でございます。

そして、子どもの貧困対策計画は、子どもの現在や将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けた取組を総合的に推進するための計画でございます。

文京区では、この子ども・子育て支援事業計画の策定等に当たっては、子ども・子育て会議を設置し、また、子ども・子育て支援事業計画を含む子育て支援計画の策定等に当たっては、地域福祉推進協議会の下に子ども・若者部会を設置し、進めてまいります。

次に、令和7年度の会議スケジュールを別紙にお示ししております。別紙をご覧ください。

表が全部で4段になっておりますが、一番上が、こちらの会議、子ども・子育て会議及び子ども・若者部会につきましては、先ほど多田部長のほうからも説明がありましたとおり、来年3月までに5回開催する予定でございます。

本年度の主な検討項目としては、大きく分けて3点ございます。

1点目が、この表でいうと2段目になりますけれども、現行の子育て支援計画に関する事で、席上にあります冊子、子育て支援計画の進行管理と、それに内包される子ども・子育て支援事業計画における人口推計、それからニーズ量の再算定になります。

これらの内容につきましては、7月と8月の会議でお諮りする予定でございます。

2点目が、（仮称）若者計画に関する事です。この表の3段目になります。今年度のメイン事項の一つになります。

本計画は、8年度から新たな計画期間とすることとしており、昨年度、区内在住の19歳から39歳の全ての方を対象に、若者の生活と意識に関する調査を実施いたしました。この内容については、後ほどまたご説明いたします。

今年度は、その調査の結果などを踏まえ、来年3月の完成を目指し、新たな計画の内容の検討を進めてまいります。本日は、その進め方などの概要について、次の議題、資料第3号で説明いたします。

そして、3点目が、この表の一番下になりますけれども、引き続きになりますが、「（仮称）こどもの権利に関する条例」の検討になります。

こちらにつきましても、子どもに関する大きな取組として、昨年度に続いて検討を進めてまいります。こちらも、この後、資料第4号で説明をいたします。

以上のように、7年度の会議スケジュールは、5回開催し、議題も大きな項目が3点ございます。

第2回、第3回、7月、8月以降の会議におきまして、それぞれ具体的な資料に基づき議論をいただくことを予定しておりますので、皆様、よろしくお願いいたします。

資料第2号の説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ただいま事務局より、子ども・子育て会議と子ども・若者部会の基本的事項についてご説明いただきました。今年度の会議は、（仮称）若者計画及び（仮称）こどもの権利に関する条例の策定に向けた検討などが主な課題であることが確認できたかと思えます。

このことにつきまして、もしご不明な点等がございましたら、会場にいらっしゃる委員の皆様、そして、オンラインでご出席の委員の皆様の順でご発言をお願いしたく存じます。いかがでございましょうか。

それでは、はい。

河合委員：本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

公募区民委員の河合直子でございます。

若者計画というのは資料第2号の図の中には特に言及がないようですが、これは別立てでつくられる計画と理解してよろしかったでしょうか。質問です。

子育て支援課長：こちらについては、地域福祉保健計画につきましては、この五つの計画で構成されております。

今ここには、これからつくるので書かれておりませんが、若者計画につきましては、子育て支援計画に内包することで進めてまいります。

また後ほど、資料第3号のほうでその点も説明させていただきます。

遠藤会長：ほかにいかがでございましょうか。

基本的な事項の確認ということでございますので、次に移ってまいりたいと思えます。

次に、二つ目の議題に入らせていただきたいと思えます。

昨年度の子ども・子育て会議では、若者の生活と意識に関する調査について主に議題として取り上げ、それに関して議論というのを重ねてまいりましたけれども、今年度は、その結果を踏まえまして、新たな計画である（仮称）若者計画の内容について議論することとなるかと存じます。

それでは、資料第3号に基づき、（仮称）若者計画の策定について、鈴木子育て支援課長よりご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：それでは、資料第3号をご覧ください。

（仮称）若者計画の策定についてご説明をいたします。

まず1番の概要でございますが、生きづらさを抱える子ども・若者の課題が複雑化、多様化しております。そういった現状におきまして、本年1月から2月に実施いたしました若者の生活と意識に関する調査の結果を基礎資料といたしまして、（仮称）若者計画を策定し、若者施策のさらなる推進を図ってまいります。

2番、計画の位置づけでございます。

先ほど河合委員からもご質問をいただきましたが、この若者計画につきましては、本区の福祉保健の総合計画であります地域福祉保健計画の分野別計画の一つ、子育て支援計画に内包し、子育て支援計画を子どもから若者まで一体的な計画に位置づけることといたします。

3番、若者調査の結果でございます。

若者の現状を把握し、若者計画の基礎資料を得ることを目的に実施をした若者調査の結果でございます。

こちらは、次のページをおめくりいただきますと、全部で70問ぐらいの、今回、調査になりますが、今回は概要版という形でお示しさせていただいております。

まず、第1章の調査概要、1ページ目をご覧ください。

主な項目、ここからご説明いたします。

2番、調査の設計でございますが、（1）この対象は区内在住の19歳から39歳までの方となっております。

調査方法は、Webアンケートで実施いたしました。

調査期間は、1月16日から2月19日までとなっております。

3番、回収状況ですが、今回、全数調査ですので、19歳から39歳までの7万672人の方にお配りいたしまして、（3）回収数は1万4,064人、回収率は20.1%となっております。

3ページ目をご覧ください。ここからが今回の調査結果となっております。

主な項目をご説明いたします。

まず、1番の自身・家庭の状況というのが、3ページ目から8ページ目にわたっております。

3ページ目には、年齢ですとか、性別。おめくりいただいて、家族構成、（4）世帯の収入。それから、6ページ以降が家計の状況ですとか、お金の不安や悩みのある費用、自己肯定感等でございます。

少し詳しくご説明しますと、6ページ目をご覧ください。

（5）家計の状態ですが、全体で見ますと、ここにも記載のとおり、「黒字であり、定期的に貯金をしている」という方が54.1%で最も高かったのですが、下の表をご覧くださいと、左側が「赤字であり、お金を借りている」、その隣が「赤字であり、貯金を切り崩している」、こういった方もトータルで9.3%いる現状でございます。

8ページ目をご覧ください。

（7）自己肯定感等についての質問でございますが、表のほうをご覧ください

さい。

例えば、①「自分らしさというものがある」ですとか、④の「今の自分が好き」とか、⑤「自分は幸せである」ですとか、⑥「家族や親族に大事にされている」、こういったご意見に当てはまると答えた方が多い一方で、⑨「自分は孤独だと感じる」に当てはまるという方が30.1%、それから、⑩「人生が嫌になることがある」という方が40.5%といった結果となっております。

続いて、9ページ目。

こちらは2番として、ふだんの生活についてを9ページから15ページ目にわたって質問しております。

9ページ目がふだんの過ごし方、10ページ目が安心できる居場所があるか、11ページ目が、安心できる居場所が「ある」と答えた方は、こういった場所が居心地がよいか、12ページ目は安心できる居場所に必要なこと。

13ページ目を少し細かくご説明いたします。

(5) 外出頻度。あなたはふだんどのくらい外出しますかというところで、表のほうをご覧くださいなのですが、表の右から二つ目、「家からほとんど出ない」、右から三つ目、「近所のコンビニなどには出かける」、右から四つ目、「自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」。

内閣府の基準でいうと、この3項目をいわゆる広義のひきこもり群と呼んでおりますけれども、合計で3.1%おりました。

14ページ目が、外出状況が現在の状態になった期間ですとか、15ページ目、現在の不安や悩み事についての質問項目となっております。

16ページ目をご覧ください。

家族の世話についてという質問を、16ページ目と隣の17ページ目にわたって質問させていただいております。

続いて、18ページ目をご覧ください。

4番、仕事に関することについて、18ページ目から20ページ目にわたって質問と回答をいただいております。

21ページ目をご覧ください。

5番として、社会とのつながりや文京区に関することについて、21ページから23ページにわたって質問をさせていただいております。

23ページ目をご覧ください。

(3) 永住希望の有無という質問で、「住み続けたい」という合計が、「どちらかという」というのを含めまして、87.8%という高い数字を得ております。

1枚おめくりいただいて、24ページをご覧ください。

6番、将来への希望感について、将来について明るい希望を持っていますかという質問に対して、全体の数字になりますが、「希望がある」と答えた方が75.8%いた一方で、「希望がない」「どちらかといえば」という方も含めてですが、23.2%おりました。

最後の質問項目になりますが、25ページ目から29ページ目までが、7番、結婚・子育て・少子化対策についての質問となっております。

(1) から (6) までございますが、こちらは28ページ目をご覧ください。

子どもがいらっしゃるご回答された中から、現在、子どもが何人いますかという質問が(4)となっております。

「1人」と答えた方が最も多かったのですが、「2人」と答えた方が35.0%と続いております。

そういった結果がある一方で、その下の(5)が理想の子どもの人数ということで、子どもを何人育ててみたいですかという質問に対して、全体で見ますと、「2人」というのが最も高く46.7%となっております。理想と現状いるお子さんの人数というのが12%弱、乖離がある状況でございます。

調査の報告書については以上です。

1枚目の紙にお戻りいただきたいと思えます。

最後に、4番のスケジュールでございます。

今月、本内容につきまして、この会議ですとか、地域福祉推進本部、議会等で報告を行いまして、6月に計画策定に係る若者対象のワークショップを実施いたします。

ちょっと飛ぶのですが、今日、席上に配付したチラシをご覧くださいませでしょうか。このちょっとカラフルなチラシをご覧ください。

こんなかわいらしくウサギのキャラクターが入ったチラシをご覧ください。こちらがワークショップの詳細になりますが、6月10日もしくは6月14日、同じ内容なのですけれども、2回実施いたします。

当然、19歳から39歳を対象とした若者ミーティングということで、オンラインで実施いたします。

これは5月1日から30日まで申込みを行ってしまして、20人掛ける2回で実施する予定ですが、現状、今日は8日ですが、まだ4名の方からしか申込みがない状況ですので、ぜひ、今日、委員の皆様自身でも結構ですが、周りの方にもお声がけいただきまして、ぜひ申込みのほうを周知していただければ幸いです。

また資料のほうに戻っていただきまして、そういったワークショップを経て、7月から11月に、様々な会議体ですとか、議会で意見を伺いながら、次ページになりますけれども、この若者計画の中間のまとめを作成いたしまして、12月から1月にかけて、この中間のまとめに関するパブリックコメントを実施いたします。

令和8年1月から2月にかけて、地域福祉推進本部ですとか、この会議ですとか、議会等で最終案について報告を行って、3月に策定の運びとなっております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

ただいま事務局より、(仮称)若者計画の策定についてご説明いただきま

した。

具体的な議論につきましては、7月の第2回以降の会議で行われる予定とのことをございまして、今回は主に若者の生活、意識に関する調査の結果について中心にご説明いただいたわけでございます。

初めに、本日ご出席いただいております青少年健康センター茗荷谷クラブの井利様から、当該調査結果についてご意見をいただき、その後、会場にいらっしゃる委員の皆様、オンラインでご出席の委員の皆様の順でご発言をお願いしたく存じます。

それでは、井利様、ご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

井利様：ありがとうございます。

青少年健康センター茗荷谷クラブの井利と申します。

私たちは、2016年から、文京区と連携を取らせていただきながら、ひきこもり支援を行ってまいりました。

コロナの2020年からは、生活福祉課のほうと協働して、年齢制限を取っ払って、中学を卒業した人たちから64歳までという方たちの支援をしております。

今回、すみません、ざっとこの調査報告を見させていただきまして、先ほどの説明にもございましたけれども、かなりやっぱり厳しい結果だなと私は認識しております。

例えば先ほどお話にありました自己肯定感に関しては、孤独感を感じている方が30.1%、それから、人生が嫌だと思っている方が40.5%と、本当に若者たちがこれから将来に向けて生き生きと楽しく過ごしていけなければいけないという時代に、やっぱり孤独だとか、人生がもう嫌だと思っている若者たちが多くいるのだなというところを私たちは考えていかなければならないかなと思います。

ひきこもりの支援というところで、ひきこもりの方たちを中心に、ひきこもりってみんながどういうふうに思っているのかなというところのアンケートを取らせてもらったところでは、「自分はひきこもりになってもおかしくない」とか、それから、「ひきこもりになる人たちの気持ちがよく分かる」という人が7割を超えておりました。

にもかかわらず、では自分が困ったときに相談に行けるかというところ、そういうところに行ったことがない人がほとんどですし、それから、相談機関があることさえ知らないという方たちがたくさんいらっしゃったというのがあって。

やはり若者支援というのは、本当に子育て支援はずっと私たちはやってきておりますし、割と周知されておりますし、それから、子育て支援、その後の高齢者支援というのもあるのですけれども、若者に対して支援をしてくれているのかというところの意識はまだまだなくて。

今後、私たちのひきこもり相談でもそうですけれども、広報をどういうふ

うにやっていくかということと、それから、若者たちが実際どういうことを思って、どういう声を上げているのかということはどう聞き取って、それをどういうふうに広報に生かしていくかということが非常に問われているなど、このアンケート結果からも分かりました。

それから、外出頻度に関してなのですけれども、先ほどお話にありました、家からほとんど出ないとか、それから、近所のコンビニとか、そういうところには行けるけれども、ほかには行かないとか。あと、趣味のときだけは出かけるけれども、いわゆる人との関係をあまり取れていなくて、外出頻度も非常に少ないという、この方たちは、厚労省でも、内閣府で言っている、いわゆる広義のひきこもりと言われる方たちなのですけれども。

2016年の内閣府の調査では、15歳から39歳までの1.57%の方たちがこういった状況にあるという結果が出ておりますが、今回、文京区を見ましたところ、そういう方たちが3.1%という、これは非常に大きな数字かなと思っておりまして。

やはり私たちが非常に意識しながら、そういうところをきちんと、今の若者の状態がどうなっているのかということを見極めながら、どういうふうに支援をし、どういうふうに若者たちを励ましていけばいいのかということを考えていかなければならないなということをおもいました。

社会とのつながりとか、それから、希望を持てるか、持てないかといったところも大きな要因になっているかなと思いますので、この調査は非常に有意義だったかなと思います。

たくさんの方が回答してくださっていらっしゃるということも思いましたし、この調査を有意義に使いながら、今後、若者支援について、若者計画の策定において、皆さんと一緒に考えていきたいなということをおもいましたので、よろしく願いいたします。

私からは以上になります。

遠藤会長：貴重なご意見、誠にありがとうございました。

それでは、今、井利様からいただいたご意見も含めまして、会場の皆様、そして、オンラインの皆様、ご意見等、あるいはご質問等がございましたらご発言いただければと思います。いかがでございましょうか。

よろしく願いいたします。

磯崎氏：弁護士の磯崎です。

弁護士としてというより、区民としてということで発言させていただきたいと思っております。

アンケート結果の21ページ辺りに、社会とのつながりのことについて記載があるのですけれども、困ったときに助けてくれるかどうかとか、日常的な挨拶ができるかということと、かなり多くの人たちが否定的な回答をなさっていて、また、22ページのところを拝見いたしますと、例えば、参加方法が分からないとか、地域でどんな活動が行われているのか知らないという結果がでているのですが、ここのところは、ひきこもりの方のことは、私は不

勉強で分からないのですけれども、一般的な話として、例えば町会の活動が周知できているのかを見直すなど、もっと簡単なところから対策ができるのではないかなと思いました。

今、たまたま私は町会の班長をしているのですけれども、最近、新しくマンションが建つと、町会に入らない方というか、町会の入り方が分からないのか、全然、活動に参加されない方が多いので、もっと町会がこういうことをやっているのだというのを周知できたら、何かしら町会の活動に参加してもらえるのかなと日々思いながら、今、班長をやっているところです。

町会の活動の中にボランティア活動もあって、その中には、例えば災害の訓練のときに、町会の人たちが集まって、簡易トイレの組立ての仕方を習ったり、豚汁を作ったりしているの、こういう活動をしているのだということを知るだけでも、地域でどんな活動が行われているか知らない、参加方法が分からないと回答した方たちにとっては役に立つ情報なのかなと思いました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございました。

区のほうからお願いいたします。

子育て支援課長：ご意見、ありがとうございます。

地域コミュニティの希薄化というのは区の中でも本当に永遠の課題で、町会の加入率というのもなかなか向上しないというのが現状でございます。

今、先生のほうからもお話がありました、町会・自治会も、一生懸命手を変え、品を変え、いろいろ頑張っている中で、一つのキーワードが、お祭りですとか、あとは防災訓練、今先生がおっしゃいましたけど、そういったものが一つキーワードになっていますので、そういったものに対して、今、例えば防災訓練をやる場合には町会のほうに補助を出すとか、そういったことも区のほうで取り組んでいるところでございます。

町会以外にも、区内には、文化、芸術、スポーツ、そういった様々な活動団体がありますので、区のほうでも、一部の団体には補助もさせていただいたりしておりますが、区のほうでもできる周知ですとか、そういったものについては頑張っていきたいなと考えております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

よろしくお願いいたします。

瀧田委員：中P連の瀧田です。よろしく申し上げます。

初めての参画なので、基本的なことを2点お伺いしたいのですけれども、まず1点目なのですけれども、この若者計画で策定される内容というのは、この意識調査で、ネガティブな回答をされた方を救う何かしらの手だてを講じるという計画なのかということが、まず一つ目の質問です。

2点目なのですけれども、この若者計画は仮称になっていますけれども、これって、このまま仮称が取られるのですかね。

というのは、何か大人計画を連想してしまって、劇団さんでありますよね。ちょっと若者計画のままでいいのかなと単純に疑問に思ったところです。

以上、2点です。よろしくお願いいたします。

遠藤会長：よろしくお願いいたします。

子育て支援課長：ご質問、ありがとうございます。

今回のこの調査結果は、私のほうの説明では比較的ネガティブな意見を中心に取り上げさせていただきましたが、当然、ネガティブな方も救っていきたいという考えもありますが、区のほうとしては、19歳から39歳の全ての方が生き生きと生活ができるように、その一つの指針となるような計画を皆様と一緒につくっていきたいと考えております。

若者計画のタイトルにつきましては、「仮称」というのは、当然、この後、計画策定が完成しましたら、3月には取れる予定ですが、「若者計画」という名前については、そのまま使わせていただきたいと考えております。

遠藤会長：昨年度も「若者」という文言をめぐっては、いろいろご議論があったところかと思いますが、基本的にやはり39歳までというところで、割合、若者と今言っていることが一般的ということで、文京区のほうでもそのスタンスで計画を進めていくということになるかと思います。

ほかに。

では、よろしくお願いいたします。

佐々木（万）委員：認可保育園の父母の会連絡会の佐々木と申します。

まず一つ目なのですが、こちらの先ほどご紹介いただいた若者の声のミーティングですかね、こちらでまだ集まりが少ないということで、ちょっと言わせていただきたいところがありまして、これでは集まらないよなところなのなのですが。

今、保育園の保護者で、今の千石西保育園の会長のほうもさせていただいておりまして、現状、まずオンラインなのか、そうではないのかがこのチラシで分からないと、その日程に行く気力のある人しか、まずこの申込みのページを開きませんので、まずこのチラシに「オンライン」というところで書いていただくと、一気に敷居が下がるのかなというところです。

また、このQRコードを先ほど読み込ませていただいたのですが、そこでメールでの連絡があるのですが、現在、保育園の保護者ですらメールはあまり見ていない方もおりまして、ちょっとここは、LINEがやはり今はメインのかなと思います。

もちろんメールしか、LINEを実はやっていないという方も、保護者の中には本当に一人、二人はいらっしゃると思いますので、こちら父母会のほう、保育園のほうではメールも残しておりますが、基本的には、皆さん、LINEがメインなので、恐らく公式LINEなどを使われたほうが若者の方々はやりやすいのかなと思います。

そちらが一つで、あと、もう1点。

町内活動のほうから周知ができるのではないかとということで、現在、区の

ほうでお祭りや防災訓練のほうも補助を出していただいて、こちらもありがとうございます。

町内会のほうなのですが、私も地方からこちらに独身時代に引っ越してきてから、結婚して子どもを育てているという状態なのですが、町内会の活動は、大体、今の保育園の保護者の世代の方々もやはり地方からいらしている方は多いですけども、基本的に町内会があることすら知らない。

入るに当たって、なぜか手で入会金を持ってどこかの方のおうちに行かないといけないということで、みんな働いておりますので、そういった時間帯にそういう手続をしないままにどんどん月日がたっていたというのが個人的にも経験がありまして。

私のほうでは、本当に遅ればせながら去年入らせていただいているのですが、そこで初めて町内会である無料のお祭りが回っていたのだということに気づいたりとか、PTAの活動とかでもそこら辺に気づいてきたのですが、今の保護者の方々って、区が、税金か何か、無料で全部お祭りだとかイベントが開催されていると思っておりまして、それがまさか町内会とか、ボランティアの方々が行われているというのを結構知らないというのがあります。

なので、私としては、今の父母会の状態が整えられたら、町内会の案内も本当は入れていきたいのですが、ただ、では現状の父母会の状態とかがどうなっているかということ、保育園の父母会ですら、今までは入るのが当たり前で、皆さんそれで納得していただいたのですが、何で入らなきゃいけないのかというものがそもそも起こってしまっただけ。

町内会のお知らせとか、防災のためにみんなつながろうねという周知をしたいけれども、そもそも入ってももらえない可能性があるということで、そこまで手が回っていない状態でもあります。

なので、皆さんも周知について悩まれているのだなというところが、私もやはり同じ状態でありまして、もしかするとなのですが、個々人でばらばらの手法で周知するというよりは、皆さんが連携して何かできたほうが、もうちょっとできるのかなと思いました、聞いていて。

長くなりましたが、以上です。

遠藤会長：貴重なご意見、ありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

子育て支援課長：ご意見、ありがとうございます。

まず一つ目の周知に関してですが、すみません。確かに私も今気づきましたけど、「オンライン」という言葉が抜けていますので、チラシは早急に修正いたしたいと思います。

やっぱり19歳から39歳というのをターゲットにしておりますので、これまでの区のやり方ではない、例えばYouTubeですとか、インスタグラムを活用した周知は、動画も作ってやらせていただいているところではあるので、引き続き、周知は広げていきたいと考えています。

今ご意見をいただいたLINEにつきましては、個人の方とLINEでやり取りす

るのはなかなか難しいのですが、区の公式のLINEはありますので、そこでも区の公式のLINE、X (旧Twitter)、Facebookはありますので、このことについては周知していきたいと考えております。

また、もう一つ、町会につきましては、ご承知のとおり、文京区内には150以上の町会がありまして、大体どの町会も、活動には温度差がありますが、大体高齢化している町会が多くて、手続についても旧態依然というか、そういうところが多いというのは聞いているところでございます。

今いろんなご提案をいただきましたので、町会の所管課はまた違う区民部という部署になりますので、いただいた内容については所管のほうにしっかり伝えて、活性化につながるように考えていきたいと思っております。

佐々木（万）委員：すみません、1点、確認よろしいですか。すみません。

周知がLINEですとか動画とかがあっても、この申込み時に「メール」とあるとちょっと難しいので、「メール」を外していただくという認識でした。恐れ入ります。

子育て支援課長：そこも検討させていただきます。

遠藤会長：ありがとうございます。

では、よろしく願いいたします。

篠原委員：子育て委員の篠原です。よろしく願います。

私からは、データの考え方についてお伺いしておきたいなと思って発言させていただきます。

今回、回収率が20%ということで、区としては多いと思っているのかもしれないとは思ったのですけれども、20%だからこそ、これって結構いろんなところの声を集めたことになるかと思っておりますので、ある程度、区のほうで分かるはずの年齢、性別がこの回答された方たちの傾向と合っているかというのを見なければ、どこを重点的にフォローしていくべきなのかというのが正しく測れないかと思っております。

ですので、ぜひ年齢別に、区で既に保持している年齢、性別のデータと、その人たちが恐らく声を上げたいであろうところが合っているのかというのを、ぜひご確認いただくのがいいかなと思っておりました。

こちら、今までのところはコメントになります。

その上で、よくよくご検討いただきたい点といたしまして、例えばですが、7の（4）（5）についてのデータは、2章、7番の（4）（5）ですね。25ページからのところでしたけれども、理想の子ども的人数というところですが、これは、先ほど言った実際とこの回答が関連しているのかとはまた別の観点のデータが必要で。

何かというと、単純にこのパーセンテージを希望人数と実際にいる人数で比較してしまうと、若者はまだ産む可能性が高いところになるかと思っておりますので、経年で変化していく値ということになります。

ですので、特にここはパーセンテージが、ただ何十%離れているから、もっと産みたいのだねとかという話とはまたちょっと違うかなと思っておりますので、

ご注意ください。

さらに、また別の観点といいますか、別の件ですが、先ほど3.1%の方がひきこもりに当たる、これが内閣府のデータよりも高いということだったのですけれども、もしかしたらそうなのかもしれないのですが、これもまたデータを見比べないと分からないところでございまして、それが何でかというところ、先ほどの年齢、性別の傾向と相関があるなしによって変わるというところでございます。

簡単に言うと、年齢、性別の傾向と相関がなく、このパーセンテージが集まった、つまり、そういう方たちが好んでこの質問たちに回答した可能性があるというリスクを取る必要があると思っております。

長々失礼いたしました。以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

子育て支援課長：今いろいろとご指摘、ご提案をいただきましてありがとうございます。年齢、性別、区のほうで持っている数字と突合ができるかどうか、区のほうでもしっかり検討していきたいと思っております。

また、先ほどのお子様の状況ですとか、ひきこもりの出し方、私がこの数字をいただいてからまだ2週間ぐらいしか分析ができていないところで、この数字でぱっと目についた比較の仕方をさせていただきましたが、篠原委員は、専門家と聞いておりますので、今のご助言も参考に、今後、検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。今回は概要版ということで、1項目単位の集計ということになっているわけですけれども、今後、クロス表の集計とか、あるいは、多変量解析など、いろいろデータの分析には可能性があるところかと思っておりますので、ぜひ何か試みていただければと願うところでございます。

ほかに、何かご意見。

よろしく願いいたします。

秋山委員：区民委員の秋山です。今期もよろしく願いいたします。

ちょっとすみません、私からは5点あります。ちょっと簡潔に。

先ほど会長からもお話がありました、この分析の掘り下げをぜひお願いしたいなと思っております。

例えば、自己肯定感と、外出先と、あと年齢とか、収入とか、そういった因果関係って、結構、感覚的には大きいように思っていて、そういったところがより施策に反映されるのではないかなと思っておりますので、データ解析とか、そういった区の職員の方で得意な方とか、ぜひご協力いただけるとよいなと思っておりました。

2点目は、このアンケート結果を踏まえて、どう施策に生かしていくのか、ちょっと私自身はイメージがつかなくて、他の委員からも質問がありましたけれども、この概要を読むと、やっぱりひきこもりとか、生きづらさというところを鑑みると、やっぱりネガティブなところにフォーカスするのかなと、

やっぱり捉え方としてはある中で、先ほどご回答いただいたところも理解はしていますけれども。

このアンケートを次の7月辺りの施策辺りでどういうふうに生かしていくのか、ちょっとイメージがつかなかったので、今お答えできる範囲で回答をいただければと思います。

三つ目は、これもなかなか区として難しいことをあえて言うのですけれども、当然、このアンケートとかの対象は、区に住民票を置かれている方だと思っています。

一方、文京区は大学が多いまち、区でもありますので、特に大学生は住民票を移さず、アパートとか、そういった方もひきこもりをする可能性は往々にしてあったり、場合によっては文京区のマンションで亡くなったりとか、そういったケースもあると思うので。

そういったところをどこまでケアするかというのは、区としては難しいことをあえて言っているつもりではあるのですけれども、ある意味、この若者計画の対象として見据えておいた方がいいのかなというところをちょっと思ったので、三つ目にお聞きしました。

四つ目は、この若者のミーティングの件はほかの委員からもありましたけれども、やっぱりオンラインであることと、あと、曜日とか時間というところも記すと参加しやすいのかなと思ったところ です。

あと、前回、昨年度に話題が出ました、若者の範囲が広いので、年齢が固まらないような周知とか、あとは若者施策の推進にフォーカス、色を分けていただいて、そこはよいなと思うのですが、やっぱり最近の若い方は特に自分のメリットがないとやっぱり動いてくださらない方が多い傾向とかはありますので。

これに参加することで、若者にとってどういう恩恵といいますか、プラスになるところがあるかというのを、ちょっと文面は難しいですけれども、入れていただけると、より集まりやすいのかなと思って。これはちょっと意見になります。

最後、外出されていない方が3.1%いらっしやったということですが、逆にも、逆に言うと、外出しない方がアンケートに答えたというところにフォーカスしたいなと思っていました。

これは、アンケートの結果からは個人情報 を特定できないのだというので、誰かは分からないのですけれども、何らかの期待をしてこのアンケートに答えてくださっているのかなと、私自身はこの数値から、すみません、勝手な推測をしました。

なので、3.1%の方が、もしかしたら今苦しんで、何らかの助けを求めてこのアンケートにまず答えてみようとする捉え方もする場合に、今からでも何か動ける策とかがあれば、ぜひ区として、なかなか個人が特定できない中で難しいですけど、何らか手当をすることができるのであれば、ぜひお願いしたいなと思ってちょっとコメントさせていただきました。

すみません、多く質問してしまいました。以上になります。

遠藤会長：では、もし何かございましたら。

子育て支援課長：まず分析の掘り下げにつきましては、会長からも話がありましたが、当然、この後、クロス集計等も行っておりまいます。

今回は概要版ということで、大体、全部で70問ぐらいあるうちの二十数問をピックアップさせていただいたものですので、分析の掘り下げは可能な限りしっかりとっていきたいと考えております。

また、二つ目といたしましては、この後、7月、8月で、骨子というか、中間のまとめの手前ぐらいのようなものをお示ししてまいります。

まだ具体的にどんな骨組みになるかというのは、当然、ちょっと今、この場ではまだ申し上げられませんが、今、庁内で、この19歳から39歳を中心にどんな施策があるのかというのを、今、役所の中でアンケートを取っている段階ですので、そういったものができ次第、また7月にお示しをできたらと思っております。

また、当然、今回アンケートを取った中で、住民票を移さずに遠方の大学に通っているですとか、その逆もあるかと思えますけれども、計画ができましたら、この19歳から39歳の未来というか、将来が明るく持てるような計画にしていきたいと思っておりますので、そういった方にしっかり届く計画、それは周知のことにもつながると思うのですが、努めてまいりたいと考えております。

ミーティングに関しましては、確かにちょっと曜日と時間のほうも、なかなかちょっと全てを載せると逆にチラシが見づらくなってしまおうという観点もありまして、文字を最小限にしたところではあります、分かりやすいチラシ周知には努めてまいりたいと考えております。

それから、先ほど最後にお話がありました、確かに今の若者はメリットがないと、自分にとってプラスじゃないと動かないということは委員のおっしゃるとおりだと思いますので、この計画の策定に参加するとどういった恩恵があるか、そういったものが分かるように、しっかり伝えていけるように工夫をしていきたいと考えています。

最後に、3.1%の方が、外出がなかなか難しいという状況でも答えていただいたところでは、我々も大変ありがたいと思っておりますので、そういった方にとっても実りのある計画になるように、皆様とともに、役所の中でもしっかりと意を用いて策定作業に当たっていきたくと考えております。ありがとうございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

まだまだ議論は尽きないところかと思いますが、ちょっと議事進行の関係で、次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。

もしご意見等がございましたら、後ほど、また何らかの形で区のほうにお知らせいただければと考えるところでございます。

それでは、三つ目の議題の（仮称）こどもの権利に関する条例の制定について移ってまいりたいと思います。

資料は、資料第4-1号から資料第4-3号までとなります。

今回の会議では、こどもの権利に関する意識調査の項目案についての議論や、こどもの権利推進リーダー会議の実施結果の報告を受けたいと考えております。

それでは、（仮称）こどもの権利に関する条例の制定につきまして、富沢子ども施策推進担当課長よりご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

子ども施策推進担当課長：子ども施策推進担当課長の富沢です。本年もよろしくお願いいたします。

文京区では、令和8年3月に（仮称）こどもの権利に関する条例の制定をするため、令和6年度、それから本年度、7年度の2年間をかけて、今、検討しているところでございます。

全体的なスケジュール感を先にお話ししたいと思いますので、資料が前後するのですが、資料第4-3号の横書きの今後のスケジュールをご覧いただきながら、お話を聞いていただければと思います。

昨年度、令和6年度は、9月に条例案の骨子を作成いたしまして、10月から11月にWebアンケートを行いました。また、9月から11月が「こども月間」というところでして、こども月間の中で、子ども本人から、直接、意見を聞く取組とか、啓発活動に力を入れてまいりました。

Webアンケート等々で得たご意見を踏まえまして、本年2月に条例の素案を作成したところでございます。

本年度は5月、6月に2回目のWebアンケートを行い、9月に素案の修正版を作成いたします。また、10月から11月にパブリックコメントを実施して、8年2月に最終案を策定し、3月に条例の制定へと進んでいきたいと考えております。

進捗につきましては、毎回、子ども・子育て会議にお諮りしてまいりますので、本年度も1年間、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、資料の4-1号をご覧ください。

こちらは、この5月、6月に実施するWebアンケートの2回目についての資料となります。

昨年度から引き続きの委員の皆様につきましては、3月の下旬に同内容の資料をメールでお送りしまして、ご意見を頂戴いたしました。いただいたご意見を踏まえまして、修正したのが今回の資料となっております。こちらの内容で4月25日に文京区議会での審議を経ておりまして、準備を進めているところでございます。

内容につきましては、資料の4-1号、2番の調査対象者及び調査方法につきましては、昨年実施いたしました1回目と同様に実施いたします。

2の表のところ、(1)から(4)にございますが、小学校1から3年生、4から6年生、中高生、大人の四つの区分でアンケートを用意いたします。

区報、区ホームページ、SNS、チラシ等で周知するほか、表の(1)から(3)の小中高の児童・生徒の方には、本人宛てにQRコードを掲載したはがきをお送りします。未就学児の方には、子どもの名前宛てではがきを送りまして、保護者の方に大人向けのアンケートに答えていただきます。

また、区立小中学校につきましては、学校から貸与していますタブレットのL-Gateにリンクを貼り、そこからも回答に入れるようにしております。

資料の4番の実施期間につきましては、既に回答できるようにホームページにアップされてございます。オレンジ色のチラシが配布されていると思いますが、こちらのQRから入っていただきますと、既に回答できるようになってございまして、6月8日の日曜日まで実施するところでございます。

資料の5番の今後のスケジュールですが、6月以降に集計・分析し、Webアンケートの意見を反映した条例素案の修正版を作成しまして、9月議会に報告する予定でございます。その前の7月、8月の子ども・子育て会議で、その内容についてご報告いたします。

アンケートの中身については、一度、3月の段階で皆さんにご覧いただき、ご意見をいただきましてありがとうございました。

どんな内容だったか、どんな発想で作ったかも含めまして、ご説明いたします。

すみません、この資料はページが打ってなくて、ちょっと読みにくくなってしまうかと思うのですが、順番にお話ししていきますので、併せて聞いていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、最初に中高生向けのアンケートが出ております。

問いの2番では、こどもの権利の具体的内容を知っているか、個々の内容について質問しております。

昨年10月、11月に行ったときは、こどもの権利を知っていますかというお話だったのですが、今回は、こどもの権利の主な中身を、選択肢を並べまして、それぞれを知っているかという形で聞いています。

また、問いの4番から6番につきましては、子どもが自分の意見を言えているか、意見表明できているかということに関する質問を、段階を踏んで細かく聞いています。

次のページに進んでいただきまして、問いの7番、8番では、相談について聞いています。また、問いの9番、10番では、居場所について聞いています。

問いの11番では、こどもの権利を守っていくための大人や社会の役割について聞いています。

その次のページから、同じ内容を、小学校4から6年生向けの形で、少し言葉を選びながら書いています。漢字には振り仮名を振っています。

基本的には中高生と同様のものが並んでおりまして、こちらが4ページ続いております。

その後、今度は小学1から3年生向けで、さらに言葉を選びながら、全て平仮名表記という形で、年齢に合わせて、分かりやすくなるよう設けています。こちらが3ページほど続いております。

その後が大人向けのアンケートになっています。

基本的には子ども向けと同じ方向性のものですが、この大人向けの最初のページの問いの3の枝番1号とか、その次のページ問いの5の枝番1号、枝番2号につきましては、日頃子どもと関わっている方に追加で入ってくる質問という形にしてございまして、子どもとの関わり方を自己点検していただくような内容です。

「日頃、子どもと関わっているときに、こどもの権利をどのくらい意識していますか」、「子どものことを決めるときに、子どもの気持ちや意見をどのくらい確認していますか」、「子どもの相談相手にどのくらいなっていますか」と、自己点検していただくような中身になっています。

アンケートにつきましては、子ども・子育て会議にかける暇がございませんでしたので、先にメールのほうでご確認いただいた中身で進めております。

今、こちらは、先ほどご覧いただいたオレンジのチラシと、こういう形ではがきを作りまして、全てのお子様のところにこちらが届くような形で進めております。

こちらのほうは、明日以降、発送できるように準備を進めているところでございます。

資料第4-1号につきましては以上となります。

続きまして、資料第4-2号についてでございます。

こちらは、中高生を募集して開催しています、こどもの権利推進リーダー会議の実施結果です。

1回目は1月24日に行いまして、中学生9人、高校生50人の計59人が参加いたしました。

ページを開いていただきますと、2回目は3月14日に行いまして、中学生10人、高校生47人の合計57人の方にご参加いただきました。

実は3回目のほうも4月15日、16日の2日程に分けて開催してございます。人数がすごく多かったので、1日程でやるのが難しくなってきましたので、2日程に分けて開催することといたしております。

こちら、4月に行った3回目は、中学生6名と高校生47名の計53名の方に参加いただきました。

結果のほうは今まとめているところで、今日の会議に間に合わなくて申し訳ないのですが、どちらも区のホームページには載せています。3回目のほうも、でき次第、ホームページのほうで公開します。

これまでのリーダー会議におきましては、こどもの権利の尊重とか、子どもの最善の利益の考え方など、テーマを決めまして、少し体系的にといいま

すか、重要なところをしっかりと学ぶ機会を共有できるような形で進めてきました。

また、自分の経験を振り返って、こどもの権利について気づいていただく「モヤッと体験」という表現を使っているのですが、自分を振り返ってもらう手法で、こどもの権利を自分事として身近に感じたり考えてもらったりしてきました。

参加された中高生の皆さんも、3回やってきましたので、グループ討議とか、発表も大分慣れてきています。

今後の進め方としては、6月、7月にかけて、2回ほどリーダー会議を開催しまして、条例の前文案を参加者と一緒に作成していきたいと考えています。

3回目のリーダー会議では、先行区の事例の前文を幾つか中高生の方に見ていただき、意見、感想を述べていただいたのですが、思ったとおりのストレートなご意見をたくさんいただき、非常にしっかりした皆さんが集まっていた感じだったので、前文案の検討の際には、参加者自身に一部文章を作っていただくことも、検討しています。

その後、7月に、中学生サミットとして、区立中学校の各校の生徒会の皆さんが集まる会合があるのですが、今年度のテーマとして、こどもの権利を取り扱っていただいております。

その会合で、こどもの権利について、今、中学生の皆さんが考えていることを提示していただく予定がございいますので、そこで出てきた意見も踏まえて、前文案の再確認と修正を、10月までをめぐりに、2回ほどリーダー会議を重ねて進めていければと考えています。

資料の説明は以上となります。

遠藤会長：ありがとうございます。

ただいま、子ども施策推進担当課長より、（仮称）こどもの権利擁護に関する条例の制定についてご説明いただきました。

ただいまの内容につきまして、本日まで出席いただいております杉本様、杉山様、磯崎様から、まず、ご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

まず、では、杉本様、よろしくお願いいたします。

杉本氏：文京区小学校校長会から来ました、本郷小学校校長の杉本です。

このまたアンケート、意識調査が行われるということで、実はこれを読みながら、私たちがふだん取り組んでいることを本当に見直すよい機会だなど思っています。

例えば、子どもたちには、今、主体的に学習するとか、学ぶとか、それから、対話的に学ぶとか、そういうことで、いわゆる、昔と言っているのかどうか分かりませんが、教師から子どもに何か授けるというか、そういう学習から、子どもたちが自分で考えて行動して、友達と意見を言い合ったりしてというところをととても重んじているこの頃の学習でありますので、そ

ういうふうに、子どもが本当に実感として感じているのかなというのが問われる内容だなと思いました。

それから、もう一つのほうは、大人にしてほしいことという、これは Q11 ですか。高学年のところを今見ていますけれども、そこにも「こどもの権利を大切にするために大人にしてほしいこと」ということで、2 番の「学校の先生など」という、本当に具体的に学校の先生という名前が上がっていることによって、私たちが、子どもが学校でどう答えるかなというのを、とても興味を持って、その結果を真摯に受け止めて、子どもたちを育てていきたいというふうなことも思わせられました。

ということで、この今回のアンケートは、またさらに、いろんなことを振り返るのによい機会となる、決して子どもだけではなくて、大人の一人一人、私たちもそうであるということをお知らせしました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、次に、杉山様からご意見をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

杉山氏：文京区立中学校長会、文林中学校校長の杉山直之と申します。よろしくお願ひいたします。

まず調査項目のほうを拝見しまして、中学 1 年生であっても大変分かりやすい文言で聞かれているので、逆に結果が大変楽しみだなと思いました。

先ほど富沢課長からもありましたけれども、今年度、2 回、中学生サミットが予定されていますけれども、そのテーマがこのこどもの権利ということなのですけれども、本校でも生徒会の生徒が中心になりながら、権利について掘り下げているところがあります。

どんな結果になるか、我々教職員も楽しみにしているところでもありますけれども、こういった機会で、自分の意見、考え、日常生活を振り返る良いきっかけになればなと思っておりますし、このことがやっぱり大事にされていること、自分が自分でいられるということについて自信を持てるような、そんな子どもがたくさんこれから出てくれればいいなと思いました。

以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございます。

それでは、磯崎様、よろしくお願ひいたします。

磯崎氏：資料 4 - 2 についても言及させていただいてもよろしいのでしょうか。

遠藤会長：はい。

磯崎氏：弁護士の磯崎です。よろしくお願ひいたします。

特にアンケートのことにつきましては、お二人の先生方からお話がありましたので、そのところは割愛させていただきます。

資料第 4 - 2 号についてお話しさせていただきます。

まずこのリーダーの掟ということで、最初にこの会議でのルールとマナーをきちんと確認していただいたのがとてもよかったと思いながら、参加者の意見を拝見させていただきました。

非常に様々な意見が具体的に挙がっていて、とてもよかったと思ったのですが、気になったところが幾つかありました。例えば2回目の参加者の意見の中の18番なのですけれども、「みんなが見ているから、相談したくてもスクールカウンセラーに相談しにくい。相談したのはよいが、スクールカウンセラーが勝手に担任の先生に伝えてしまう。そこから友達にも広まってしまう」と書かれてあります。この意見は、直接、こどもの権利の条例の策定に関係あるかというと関係ないような気もするのですけれども、ただ、学校運営の問題として、これはかなり問題なのかと思いながら見ていました。

スクールカウンセラーの守秘義務の考え方が問題の背後にはあるのでしょうかけれども、新たな条例策定に関する問題というよりも、まずは教師の守秘義務の問題、職業上の義務の問題、その辺をきちんとやらないといけないのかなと思いました。こどもの権利の問題というよりも、学校の現実的な運営の問題がまだ残っていると思いながら18番の意見を拝見いたしました。

あと、ほかにも幾つかいろいろと気になった点はあるのですけれども、参加者の意見を拝見しながら、子どもの意見表明権がいかに大事なのかというところを思い知らされました。つまり、子どもが意見を表明できる権利をうたうだけではなくて、大人のほうもそれを尊重する気持ちがないと、何か子どもからの不満というか、それに類するものがたくさん出てくるのかなと、参加者の意見を拝見して思いました。

以上です。

遠藤会長：ありがとうございます。

ただいまのご意見につきましても、特にスクールカウンセラー云々というところの学校の体制というようなところに関して、何かもし区側からご回答いただけるようであればと思いますが、よろしく願いいたします。

木内教育支援センター所長：教育センター所長、木内でございます。

スクールカウンセラーについてのこの記載につきましては、先生がおっしゃるとおり、お子さんが安心してお話ができたり、相談ができるということが大前提かなと思いますので、学校でスクールカウンセラーに相談したことは、ご本人の了解の下、先生であったり、関係機関と共有するというところで行っているべきだと思いますので、状況については確認していきたいと思えます。

遠藤会長：ありがとうございます。

ただいま杉本様、杉山様、磯崎様からご意見をいただいたわけですが、そのご意見も含めまして、会場の皆様、オンラインでご参加の皆様、ご意見、ご質問等を頂戴できればと思いますので、よろしく願いいたします。

それではよろしく願いいたします。

瀧田委員：中P連、瀧田です。よろしく願いいたします。

今、このアンケートの共通ですか、質問の11ですか。

杉本校長先生からもちよっとお話がありましたけれども、学校の先生などに理解を深めてほしいとか、この設問があるのですけれども、恐らく想像するに、この1、2、3に対して丸をつける子どもたちが絶対的に多いのかなとすごく思いました。

何かというと、多分、このリーダー会議とかに参画する子どもたちがとても多くて盛況だったという話を聞くと、多分、この世代の子どもが大人になると、こどもの権利についてしっかりと周知されて認識が進むのかなと思うのですけれども、一方、質問の11の6番、こどもの権利について、普及啓発を行ってほしい、これが多分、一番大事なことで。

我々大人がこれをしっかり認識するかどうか、多分、この10年から20年ぐらいの課題なんじゃないかと思うのですけれども、今後のスケジュールについてのところで、啓発事業等を実施、こども月間ですね、していただいている記載があるのですけれども、こういった内容の啓発活動を行っているか教えていただきたいと思いました。よろしくします。

遠藤会長：では、富沢さん、よろしく願いいたします。

子ども施策推進担当課長：ありがとうございます。

こどもの権利、国際的には条約ができてから35年ぐらいたっています。国としては、令和5年にこども基本法ができて、本格的なところに入ってきているというところがございます。

今の子どもたちは、子どものときにこどもの権利の大切さを知っているこどもの権利ネイティブという世代なのかなと思います。

その世代が、大人になっていったときにさらに浸透していくというのは、我々もその認識でございますので、広く、深く、長く、この啓発は続けていくべきだと考えています。

具体的な啓発のアプローチとして、昨年行ったところとは、まず知っていただくところが大切というところなので、各イベントに参加して、シールアンケートで、「知っていますか」という質問に貼ってもらいました。

区で子育てフェスティバル、青少年健全育成のこどもまつり、商店街や、様々な団体が参加します本郷百貨店祭りに参加しました。先ほど「モヤッと体験」と表現しましたがけれども、大人たちに向けても同じアプローチをやってきました。自分のこどもの権利が大切にされていなかった瞬間を振り返っていただいて、そこから自分事としてこどもの権利を捉えていただきました。

より幅広く知ってもらうためのアプローチ、それから、自分事として深く気づいていただくためのアプローチ、いろんな啓発の仕方があると思います。

それから、今、我々が進めているこどもの権利推進リーダーというものも、一つは人材育成なのかなと捉えております。

リーダー会議でこどもの権利について正しく学んだ子どもたちが、ご家庭に帰ったり、学校に戻ったりしたときに、ぜひその話をしてほしいとリーダ

一会議のときにお伝えしているのですが、そういった中で、まさにその周りの方々を引っ張っていただくリーダーとなっていたいただきたいというところも含めて進めています。

今後も、様々なやり方を考えながら、長く啓発活動を続けることで、こどもの権利が深く浸透するような社会を目指していきたいと考えています。

瀧田委員：例えば学校の保護者会とかにお越しいただいて、保護者さんの前でしゃべっていただくとかという活動というのは、ご予定は。

子ども施策推進担当課長：お届け講座みたいな仕組みはあります。その中にこどもの権利について登録しています。去年は幼稚園の保護者さんのところに呼ばれて、1回行きました。

今年は、区内の子育て施設のほうで話がありまして、来週の月曜日に行ってきます。そういったお届け講座のアプローチもございます。

あとは学校の先生に関しましては、教育委員会と連携しまして、去年は副校長先生と副園長先生の研修、主幹教諭の方、それから、新規採用された新人の先生の研修の中で時間をいただき、様々なところでお話しさせていただいているところです。

瀧田委員：恐らく研修ですとか、出前講座という方法だと受動的じゃないですか。ただ、やはり人権って誰にでもあるもので、もともと基本的に持っているんじゃない認識だと思うのですよ。

なので、できれば保護者会とかで、多分、披露いただいたほうがいいのか、みんなに聞いてもらったほうがいいのかなと思うのと、多分、我々中 P 連としては、これは積極的に啓蒙活動に参加させていただきたいと思いますし、恐らく小 P 連さんも同じだと思いますので、その辺りをうまくご活用いただいて啓蒙活動していただけたらと思います。

よろしくお願いします。

遠藤会長：ぜひ連携を取って進めていただければと思います。

では、よろしくお願ひいたします。

堀口委員：文女連の堀口です。

今のお話の中で、実はこのアンケート、リーダー会議の実施結果の中の開いたところの 62 番に書かれているところなのですが、「親とこどもの権利などについて話す中、権利を主張したら、子どもとしての義務を果たせと親から言われた子がいるらしい。子どもの義務とは何だか知りたい」。

本当にこういうことが、こどもの権利とはこうですよとかという形でのものをお伝えするだけじゃなくて、ほかにも幾つかあるのですけれども、お子さんたちからの直の声で、恐らく家庭の中で生まれてくるであろう場面が想定されるので、そういうところに何か親の気づきとかが生まれるようなものを期待したいと思います。よろしくお願ひいたします。

遠藤会長：ありがとうございます。

もし何かございましたら。

子ども施策推進担当課長：こちらはリーダー会議の参加者の意見ですけれども、先ほど掟のところはご指摘いただき、ありがとうございました。

毎回、毎回、グループワークに入るときに、この掟のところは言っています、「恥ずかしがらず、積極的に意見を言おう」「他人の意見はさえぎらず、否定せず、しっかり聴こう」、それから、三つ目が非常に大切で、「ここで聞いたことはここだけの秘密にしよう」ということを言っております。

他人の個人的なことはむやみに聴かないし、ほかで話さないという、この前提の中で、安心した中でやってほしいということで、逆に言うと、それがあるので、皆さん、参加されていたリーダーの方は、多分、ほかでは言わないようなところまで、かなり個人的なところも含めてお話しいただいた場面が生まれたのかなと思っています。

なので、お読みいただくと、なかなか赤裸々なものもあるので、皆さんお感じになられたのかなと思います。

私のほうで話しているのは、ここで話した中身というのは、やはり家とか学校とか、様々なところで、今回、こういう話を聞いてきたよ、こどもの権利ってこういうものらしいよというのをぜひ広めていただきたいというところなんです。

区からの啓発というのも、当然、大切なのですが、人から人へつなげて伝えていくのは非常に大切だと思いますので、このリーダー会議に参加された方は、まさにリーダーとして周りを引っ張っていただきたいですし、様々なところで、「モヤッと体験」等で、こどもの権利について気づいていただいた方は、周りの人にそれを伝えていただきたいという思いを込めまして、今後も様々な啓発をしていきたいと思っています。

遠藤会長：ありがとうございました。

ほか、では、よろしく願いいたします。

佐々木（万）委員：保育園父母連の佐々木と申します。保育園のほうではなくて、一個人としてお話ししたいのですけれども、先ほど小学校のほうでも、保護者会でも伝えていただくことが大事だと思うといった意見に私も賛成で、かつ先生方には既にそういった研修のような形でされていると思うのですが。

実際のとある事例によると、やっぱりその研修で受けたこどもの権利を守ろうということと現場で起きていることがちょっとつながっていないのかなといった事例がありまして、もう少し何か具体性を持った事例に基づいた研修を行ってほしいなと思いました。

その事例というのが、小学校名ですとかはお伝えしませんが、いわゆる障害をお持ちのお子さんで、分かりやすい障害だったらいのですが、最近出てきた化学物質過敏症のお子さんというのが、個人の対策だけではなくて、周りの方々の協力も必要な障害でして。いわゆるほかのお子さんが身につけてきた柔軟剤とかによって体調不良になってしまい、授業が受けられなくなってしまいう症状の子ですね。

実際、母親が大学生のときにその重い症状になってしまったので、お子さんもその気があるということで、そういうふうにしていただきとお伝えしていて、ちょうど小3の頃に、だんだんお子さんの症状が出てきてしまって、午前中で頭が痛くなってしまうので、学校に行きたいけれども早退するということが続いたので。

でも、何とか行きたいということで、クラス内には行けないけれども、廊下で授業を受けるということになったときに、それが冬だったので、寒いので防災用のキラキラのやつをかぶっていたそうなのですね。

そうしたらそこで先生に、それは華美なので、ほかのお子さんの勉強の邪魔になってしまうかもしれないから、やめておいてとあって、1週間、そのうちに風邪をひいてしまって。

結局、コートだったらいいということで、コートを着ながら、一人廊下で授業を受けたのですが、そういったところがもう少し、それはこどもの権利だと思いますし、それはもっと柔軟な対応ができたはずだと思うのですよ。

ただ、もちろんその先生も慎重に学校内で協議した結果だと思いますし、その先生もまだちょっと不慣れな部分もあったと思うのですが、そのほかにも、では、周りにも知ってもらって、できるだけ匂いの強いものを控えていただきたいというお願いだけ、こういう症状が出てしまうのでというところを学校からお伝えしていただいけませんかと言ったところ、それがなかなか難しいと。

PTAのほうに、私もちょっと知り合いだったので、PTAの役員になってお伝えしたら、PTAはそういったところを伝える機関ではないとぼっさり言われてしまって。学校のほうに言っても難しい。PTAでも駄目。個人的に、ただ、クラス内だけでお手紙はいいですかみたいな形で、そのお母さんは書かれたのですが、なぜか分からないのですが、お子さんも、この個人名、クラス内、学年でも一回来たのだと思うのですが、個人名も載せてくださいみたいな形で、それって子どものプライバシー的にどうなのだろうなと思ったりもして、傍から見ていて。

もしかしたら、そのおかげでその子の周りが守られるのかもしれないのですが、聞いた話によると、ちょっと個人名を伏せたかったけれども、載せないとお知らせは出せませんということだとかで。

紙ではなくて、電子のほうでももらいたいですと、ほかのお母さん方から、子どもがちゃんと紙のチラシだと持ってきてくれないので、そういったお手紙とかは電子でも欲しいですということで、では、学校にそれは送っていいと言われたので、頼みますねとあって学校に聞いたら、何かそれは、何というのですかね、社会運動みたいな雰囲気を取られてしまったようで、学校からのお知らせとしてデジタルで送ることはできないと言われてしまったそうで。

何か聞いていると、学校が保護者の反応を恐れている、何か柔軟剤なんて、そんな個人の自由でしようみたいなことを言われるのを恐れているのかなと、

ちょっとそれは想像なのですけど、ということは、やっぱり保護者の方に、では、誰が周知するのだろうかみたいな。学校も保護者を怖がっていて、保護者は何も知らずに、障害者に対して誤解を持ったまま。そこをもし踏み込めるのであれば、区のほうからぜひやっていただけると非常にありがたいなと思います。

今、本来はPTAですとかも力があればできる分野だとは思いますが、PTAに入って感じたことは、ちょっとやはり会員になる、ならない問題もあって、今はそれどころの、人手不足もあって、そういう状態じゃないので、ちょっと区のほうで踏み込んでいただけると、現場の教育と保護者の周知と実態とつなげてお願いできればと思いました。

以上です。

遠藤会長：体制の話になるのだと思いますけれども、どういう形で区が対応できるかというようなところは、多分、ご検討いただく必要があるかと思うので、ちょっと今後、もし検討していただきましたら、また、どこかの会議で少しそのことをお聞かせいただければと思うところでございます。

議事進行の関係で、ちょっと時間が大分押しておりますので、こちらのほう、もしオンラインでご出席の委員の皆様で、ご意見、ご質問等がございましたら、お伺いできればと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、ないようでございしますので、次のほうに進んでまいりたいと思います。

続きまして、次第6、報告のほうに入ってまいりたいと思います。

本日は、報告事項が1件ございます。

それでは、資料第5号、育成室及び都型学童クラブの新規開設について、日比谷児童青少年課長よりご説明お願いいたします。

児童青少年課長：児童青少年課長の日比谷と申します。

それでは、資料第5号に基づきまして、育成室及び都型学童クラブの新規開設について、ご報告いたします。

資料の1、概要ですが、育成室の待機児童数が令和6年4月時点で93人と、待機児童が多くなっている状況です。その解消のため、育成室待機児童解消加速化プランを作成いたしまして、それに基づきまして、本年4月に新たに育成室及び民間事業者が運営する都型学童クラブを開設いたしました。

2、設置一覧の表をご覧ください。

(1) 育成室は、お示しのとおり4か所、都型学童クラブを1か所開設いたしました。

各施設の概要、運営事業者、所在地等は、次のページ以降に、それぞれ施設ごとにお示ししております。お示しのとおりでございます。紙で配布されていると、ちょっと地図が不鮮明な部分があります。申し訳ございません。

1ページに戻っていただきまして、3の開設年月日になります。

いずれも本年4月1日に開設を既にしております。

開設して約1か月が経過いたしました。いずれの施設も民営事業者による安定的な運営の下、約100名の児童が、今現在、通室しているところでございます。

説明は以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

ただいまご報告いただいた内容につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

もしオンラインでご参加の委員の方でご質問等がございましたら、お願いいたします。

特にないようでございますので、それでは、こちらの件を終わらせていただきたいと思います。

本日の議題として予定しているものは全て終了いたしました。

では、最後に、今後の日程につきまして、事務局のほうからご説明をお願いしたく存じます。よろしくをお願いいたします。

子育て支援課長：次回の会議日程につきましては、先ほど資料第2号のほうでお示ししましたとおり、第2回を7月9日水曜日で予定しております。

会場や時間につきましては、本日と同様になります。18時半、シビックセンター24階、区議会第一委員会室になります。

主に（仮称）若者計画の主要項目等につきましてご審議をいただく予定でございます。

以上でございます。

遠藤会長：ありがとうございました。

特にほかになければ、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

遅い時間までご参加いただきまして、誠にありがとうございました。次回以降も引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上